

和歌山大学副専攻プログラムに関する規則

制 定 平成27年12月25日
法人和歌山大学規程 第1720号
最終改正 令和 8年 3月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）第28条の2の規定に基づき、和歌山大学が開設する副専攻プログラム（以下「副専攻プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 副専攻プログラムは、各学部、学環の専攻に係る分野以外の特定の分野又は特定の課題について、体系的なカリキュラムを編成することにより、学生に多様な学修の機会を提供し、理論と実践を通じた幅広い学びにより、環境に応じた柔軟な発想力や応用力を育成することを目的とする。

(名称、授業科目及び履修)

第3条 副専攻プログラムの名称は次のとおりとし、構成する授業科目、単位、必修選択の別及び修了要件単位数は、教務委員会で別に定める。

わかやま日本学副専攻プログラム

- 2 学則第30条の規定により他の大学又は短期大学において修得した単位を当該副専攻プログラムの修了要件単位数に算入することができる。
- 3 副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育部会)

第4条 副専攻プログラムの実施は次の担当組織に設置する教育部会（以下「教育部会」という。）が行う。

和歌山大学国際イニシアティブ基幹 わかやま日本学副専攻プログラム教育部会

(修了認定の申請)

第5条 副専攻プログラムの修了認定を受けようとする学生は、所定の期日までに申請を行わなければならない。

(修了認定)

第6条 副専攻プログラムの修了認定は、教育部会の議を経て、学長が行うものとする。

(修了認定証書の授与)

第7条 学長は、前条により修了認定を行った学生に、別紙様式1の修了認定証書を授与するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、副専攻プログラムに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1873号）

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2058号）

- 1 この改正規則は、平成30年4月1日から施行する。

副専攻プログラムに関する規則

2 前項にかかわらず、別表中、「地域データ活用法」については、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2154号）

1 この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、別表中、「観光まちづくり論」、「地域再生特殊講義C」、「観光経営特殊講義C」、「中山間地域再生論」については、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2308号）

1 この改正規則は、令和2年10月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 前項にかかわらず、改正規則適用前に修得した単位については、改正前の別表によるものとする。

附 則（令和3年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2328号）

この改正規則は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2499号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2660号）

この改正規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2921号）

この改正規則は、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式 1

第 号

和歌山大学副専攻プログラム

修了認定証書

学部・学環

氏 名

年 月 日生

本学の教育課程において副専攻プログラム

()

を修了したことを認定する

年 月 日

和歌山大学長

印